

## 東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第6条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対して、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する会計年度内における任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、第2条第2項の規定により定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に規則で定める支給割合及び規則で定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務成績による割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の規則で定める額に、100分の112.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、常勤の一般職の職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

別表学校医の項及び学校歯科医の項中「45,490円」を「45,450円」に改め、同表狭山保育園嘱託医の項中「17,930円」を「17,840円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

2 令和6年6月及び12月に支給する勤勉手当に限り、改正後の第6条第2項の規定の適用については、同項後段中「100分の112.5」とあるのは、「100分の25」とする。

（令和7年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

3 令和7年6月及び12月に支給する勤勉手当に限り、改正後の第6条第2項の規定の適用については、同項後段中「100分の112.5」とあるのは、「100分の50」とする。